

水生動植物の自然分布域外への移動の規制等に関する法律案（仮称）骨子案

1．目的

自然分布域外への移動によりその移動先の水域固有の生態系の保全に対して大きな脅威となる魚類その他の水生動植物が存することにかんがみ、特定の水生動植物を指定し、その移植を禁止すること等及び自然分布域外への移動により攪乱^{かく}された生態系の回復のための措置を講ずることにより、河川及び湖沼等の生態系の保全を図り、もって生物の多様性の確保に寄与することを目的とすること。

2．特定魚種等の指定

(1) 第一種特定魚種等

魚類その他の水生動植物であってその自然分布域外への移動によりその生態系に対して著しい攪乱^{かく}をもたらすことが明らかであると認められるものは、政令で第一種特定魚種等として指定するものとする。

(2) 第二種特定魚種等

魚類その他の水生動植物であってその自然分布域外への移動によりその生態系に対して著しい攪乱^{かく}をもたらす可能性があるものとしてその生息又は生育の状況を監視する必要があると認められるものは、政令で第二種特定魚種等として指定するものとする。

3．第一種特定魚種等の移植の禁止等

(1) 移植の禁止

第一種特定魚種等を移植(他から持ち込んだ魚類その他の水生動植物を水域に放流することをいう。以下同じ。)してはならないものとする。ただし、特定水域(第一種特定魚種等がその水域の生態系に対して著しい攪乱^{かく}をもたらすおそれがないものとして、当該第一種特定魚種等ごとに政令で指定する水域をいう。以下同じ。)に移植する場合は、この限りでないものとする。

罰則あり。

(2) 再放流の禁止

第一種特定魚種等を採捕したときは、当該採捕した第一種特定魚種等をその場において当該採捕した水域に放流してはならないものとする。ただし、特定水域において当該第一種特定魚種等を採捕した場合はこの限りでないものとする。

環境大臣は、 に違反する行為がその生態系の保全及び回復に著しい支障を及ぼすことが明らかであると認められるときは、当該行為を行った者に対し、その生態系の保全及び回復のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

命令に違反した者に対する罰則あり。

(3) 輸入規制

第一種特定魚種等又は第二種特定魚種等を輸入しようとする者は、許可を受けなければならないものとする。

(4) 販売規制

第一種特定魚種等の販売の業を営もうとする者は、許可を受けなければならないものとする。

第二種特定魚種等の販売の業を営もうとする者は、あらかじめ、一定の事項を届け出なければならないものとする。

4. 都道府県特定魚種等の指定等

(1) 都道府県第一種特定魚種等

都道府県は、自然分布域外への移動により当該都道府県の区域内の生態系に対して著しい攪乱^{かく}をもたらすことが明らかな魚類その他の水生動植物を、条例で定めるところにより、都道府県第一種特定魚種等として指定することができるものとする。

(2) 都道府県第二種特定魚種等

都道府県は、自然分布域外への移動により当該都道府県の区域内の生態系に

対して著しい攪乱^{かく}をもたらす可能性のあるものとしてその生息又は生育の状況を監視する必要があると認められるものは、条例で定めるところにより、都道府県第二種特定魚種等として指定することができるものとする。

(3) 関係都府県との連携

他の都府県との境界に係る河川又は湖沼の存する都府県の知事は、当該河川又は湖沼に生息する魚類その他の水生動植物を都道府県第一種特定魚種等又は都道府県第二種特定魚種等に指定しようとするときは、関係都府県知事に対し、当該魚類その他の水生動植物を都道府県第一種特定魚種等又は都道府県第二種特定魚種等に指定するよう要請することができるものとする。

(4) 都道府県第一種特定魚種等についても、条例の定めるところにより、移植及び再放流を禁止することができるものとする。

5. 生態系回復のための措置等

(1) 調査

都道府県は、自然分布域外に移動された魚類その他の水生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地における生態系の状況その他必要な事項について定期的に調査をするものとする。

都道府県は、の調査の結果を環境大臣に報告しなければならないものとする。

環境大臣は、の調査の結果を取りまとめ、公表するものとする。

(2) 生態系回復のための措置

国は、第一種特定魚種等の駆除その他の生態系の回復のための措置を講じなければならないものとする。

都道府県は、その区域における河川又は湖沼において、第一種特定魚種等又は都道府県第一種特定魚種等の駆除その他の生態系の回復のための措置を講じなければならないものとする。

(3) 都道府県に対する財政措置等

国は、都道府県が(1)(2)の施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

6 . 罰則

所要の罰則を設けること。